

# In brief

## The latest news in financial reporting

pwc

No. 2014-01  
January 16, 2014

## FASBがのれんおよび特定の金利スワップにおける、非公開企業のための代替的な会計処理に関する最終基準を公表

### 最新の動向

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2014年1月16日に [会計基準アップデート \(ASU\) No.2014-02](#) 「のれんの会計処理」、および [ASU No.2014-03](#) 「特定の変動金利受け・固定金利払いの金利スワップの会計処理—簡素化されたヘッジ会計アプローチ」を公表しました。これらの基準は、非公開企業に対して、(1) のれんの減損モデルを簡素化し、(2) 特定の金利スワップに対するヘッジ会計の適用を容易にすることを目的とした代替的な会計処理を提供するものです。

またFASBは、2013年12月に「[非公開企業のための意思決定フレームワーク—非公開企業の財務会計および財務報告の評価に関するガイド](#)」(ガイド)ならびに [ASU No.2013-12](#) 「公開企業 (public business entity) の定義—主要用語集への追加」を公表しました。このガイドは、FASBおよび非公開企業諮問評議会 (PCC) が非公開企業に代替的な会計処理を提供すべきか否か、提供する場合には、どのような状況で提供すべきかを決定する際に役立てることを目的としており、またASU No.2013-12は「非公開企業 (nonpublic entity)」の用語について説明しています。

### のれんの会計処理

非公開企業は、こののれんの代替的な会計処理に基づき、10年間、または他の耐用年数がより適切であると証明できる場合にはより短い期間で、のれんを定額で償却することができます。

企業は、トリガーイベント(発生事象)が発生した場合にのみ、のれんの減損テストを実施することになります。この代替的な会計処理の適用に際しては、のれんの減損判定を全社レベルで実施するか、または、報告単位レベルで実施するかについて、方針を選択する必要があります。

この代替的な会計処理を適用する非公開企業は、トリガーイベントの発生時に、定量的な減損テストの要否を判定するために、これまでと同様、最初に定性的な要因の評価を行うことになります。定量的な減損テストの実施が必要な場合には、減損テストのステップ1を実施します。減損損失の金額は、全社(または報告単位(該当がある場合))の帳簿価額と公正価値との差額として算定されます。のれんの変動を分離するための取得原価配分(すなわち、ステップ2)を実施する必要はありません。

非公開企業が代替的な会計処理を選択する場合、この代替的な会計処理のすべての処理内容(すなわち、償却および簡素化された減損テストの両方)を適用することが要求されます。

### 要点

のれんおよび特定の金利スワップに関する代替的な会計処理は、非公開企業に重大な影響をもたらす可能性がある。

## 特定の金利スワップの会計処理－簡素化されたヘッジ会計アプローチ

簡素化されたヘッジ会計アプローチでは、金融機関ではない非公開企業は、スワップと関連する債務の契約条件が整合している限り、変動金利受け・固定金利払いの金利スワップにヘッジ会計を適用することができるようになります。条件を満たす場合には、企業はキャッシュフロー・ヘッジが完全に有効であると仮定することができます。

簡素化されたヘッジ会計アプローチを適用する企業は、財務諸表の公表までに、必要なヘッジの文書化を完了させておかなければなりません。また非公開企業は、当該スワップを公正価値ではなく決済価額で認識することができ、これにより、不履行リスクを考慮せずにスワップを測定することになります。

## なぜ重要なのか？

これらの最終基準は、簡素化された会計モデルの提供により、非公開企業への救済措置を提供しています。

これらの新基準は、公開企業にも同様に影響を与える可能性があります。公開企業が、非公開企業の財務諸表を規制当局への報告書に含めることを要求される場合（たとえば、Regulation S-XのRule 3-05が適用される取得、またはRegulation S-XのRule 3-09が適用される重要な持分投資の場合）、過去に非公開企業が選択した代替的な会計処理を振り戻すために、当該非公開企業の財務諸表を遡及的に修正する必要があります。さらに公開企業は、子会社自体が非公開企業の定義を満たしている場合に限り、当該子会社の個別財務諸表において、この非公開企業に対する基準を適用することができます。

## 次のステップは？

これらの基準は、2014年12月15日より後に開始する事業年度、および2015年12月15日より後に開始する事業年度に属する期中報告期間に適用されます。早期適用が認められるため、これらの最終基準の公表時点で2013年度の財務諸表をまだ公表していない適格な非公開企業は、2013年度の財務諸表において、これらの代替的な会計処理のうち一方、または両方の会計処理の適用を選択することができます。

のれんの代替的な会計処理は、適用した事業年度の期首より開始する既存ののれんの償却に対して、将来に向かって適用されます。簡素化されたヘッジ会計アプローチは、修正遡及または完全遡及のいずれかの方法により適用され、こうした選択はスワップごとに行われます。

FASBは、公開企業および非営利企業のためののれんの会計処理に対応するプロジェクトを、テクニカル・アジェンダに別途追加しました。このプロジェクトに関する審議は、2014年に開始する予定です。